

令和 7 年 度

学 校 要 覧

広 島 県 消 防 学 校

令和 7 年 4 月 1 日

訓 校

に 剣 真 一
れ 張 頑 一
く 良 仲 一

学び舎

— 広島県消防学校 校歌 —

作詞 松尾 静明
作曲 飯田美智子

一. ここは我等の 希望の舎 栄えなる時も 学び合う

悩める時も 学び合う 緑なる 山懐に 抱かれて

我等は 我等は 真理を磨き 道を問う

ああ 朝の陽は 我等の 未来を照らす

二. ここは我等の 希望の舎 楽しき時も 学び合う

苦しき時も 学び合う 静かなる 瀬戸内海を 望み見て

我等は 我等は 恩愛享けて 友を得る

ああ 昼の陽は 我等の 明日を拓く

三. ここは我等の 希望の舎 嬉しき時も 学び合う

愁える時も 学び合う 遙かなる 歴史の河の 末流にいて

我等は 我等は 故郷の地を 守りゆく

ああ 夕の陽は 我等の 行方に映える

目 次

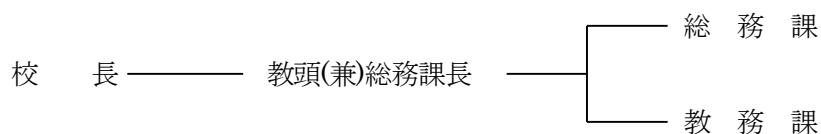
1	学校の沿革	1
2	組織及び職員数	1
3	施設の概要	1
4	教育訓練の概要	3
	（1）教育訓練の基本方針	3
	（2）教育訓練の内容	3
	（3）教育訓練の体系	6
5	令和7年度教育訓練実施計画	1 3
6	令和7年度教育訓練日程	1 4
7	年度別教育訓練実績表	1 5
8	校内配置図	1 6
9	広島県消防学校教育訓練規則	1 7
10	広島県消防学校教育訓練細則	2 4
	学 校 案 内	2 9

1 学校の沿革

昭和 18 年 4 月 広島市加古町に消防訓練所（警察部内）を設置
 昭和 23 年 4 月 広島県警察部から独立し、広島市霞町に消防学校を設置
 昭和 31 年 11 月 県庁舎の新築に伴い広島市中区基町に移転
 昭和 34 年 10 月 広島市西区観音新町四丁目に校舎を建設し移転
 昭和 47 年 4 月 派遣職員制度を創設（広島市消防局から一人の派遣）
 昭和 57 年 4 月 現在地に校舎を建設し移転
 平成 3 年 3 月 水難救助訓練施設（プール）竣工
 平成 26 年 3 月 実践的消火訓練施設及びガレキ救助訓練施設竣工
 令和 2 年 8 月 屋内訓練場耐震改修
 令和 3 年 1 月 本館及び寮棟耐震改修
 令和 5 年 3 月 土砂災害対応訓練施設竣工

2 組織及び職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（1）組 織



（2）職員数

（単位：人）

区分	校長	教頭(兼) 総務課長	課長	教諭	主査	主任 (エルダー)	舎監	計
総務課	1	1			2	1		5
教務課			1 (1)	9 (7)			2	12 (8)
計	1	1	1 (1)	9 (7)	2	1	2	17 (8)

※（ ）は県内消防本部からの派遣職員数（内数）であり、その内訳は広島市消防局 2 人、呉市消防局 1 人、尾道市消防局 1 人、東広島市消防局 1 人、廿日市市消防本部 1 人、府中町消防本部 1 人、福山地区消防組合消防局 1 人である。

3 施設の概要

（1）土 地 実測面積 36,880.20㎡
 （平地部 29,276.25㎡ 法 面 7,603.95㎡）

（2）建 物 建築面積 4,095.95㎡ 延面積 7,360.06㎡
 本 館（2階建） 建築面積 1,283.53㎡ 延面積 2,222.50㎡
 学 生 寮（3階建） 建築面積 837.81㎡ 延面積 2,074.59㎡
 （27室、収容可能人数 135人）

屋内訓練場（平屋一部2階建）	建築面積	949.56 m ²	延面積	1,043.51 m ²
訓練塔（地上8階地下1階）	建築面積	142.46 m ²	延面積	756.00 m ²
実践的消火訓練施設（地上4階）	建築面積	190.59 m ²	延面積	571.46 m ²
車庫、その他	建築面積	692.00 m ²	延面積	692.00 m ²
屋外訓練場（グラウンド）	12,600.00 m ²			
水難救助訓練施設（プール）	25m×12m	深さ 1.1～5.0m（約900m ³ ）		
ガレキ救助訓練施設	使用面積	300.00 m ²		
土砂災害対応訓練施設	使用面積	77.91 m ²		

4 教育訓練の概要

(1) 教育訓練の基本方針

社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを教育基本方針とする。

(2) 教育訓練の内容

ア 教育訓練の種類

消防職員等に対する教育訓練の種類は、次表のとおりである。

教育訓練の種類	内 容
初 任 教 育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練
基 礎 教 育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
専 科 教 育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
幹 部 教 育	幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
特 別 教 育	上記に掲げる教育訓練以外で、特別の目的のために実施する教育訓練

イ 消防職員に対する教育訓練

消防職員に対する教育訓練の種類ごとの科・課程は、次表のとおりである。

区 分		目 的
初 任 教 育		新たに採用された消防職員及びこれに準ずる職員に対し、消防の使命と責務を認識させるとともに、消防に関する基礎的な知識・技術を修得させる。 (内容は別表1のとおり)
専 科 教 育	警 防 科	防災関係法令の専門的知識、災害対策に関する知識、各種災害事象に対する基本的消防戦術、災害現場において適切・効果的な指揮ができる知識・技術を修得させる。
	特 殊 災 害 科	特殊物質に係る専門的知識、災害の態様に応じた消防活動要領、災害現場における適切・効果的な消防戦術の指揮技術等を修得させる。 (内容は別表2のとおり)
	予 防 査 察 科	査察行政に関する知識・技術及び建築物、消防用設備等に関する知識・技術を修得させる（行政指導、違反処理等についての考察を含む）。
	危 険 物 科	危険物の性質、危険物規制等に関する知識・技術を修得させるとともに、予防技術検定（危険物）の受検資格を取得させる。（内容は別表3のとおり）
	火 災 調 査 科	火災の原因調査、損害調査、鑑識に関する知識・技術を修得させる。（特異な火災事例に係る原因・損害査定等の考察、製造物責任法関連の事例研究を含む。）（内容は別表4のとおり）
	救 急 科	救急隊員の資格を取得させるとともに、さらに高度な応急処置等に必要な専門的な知識・技術を修得させる。（内容は別表5のとおり）
	救 助 科	救助技術に関する知識・技術を修得させるとともに、困難で苛酷な状況下でも必ず救助するという不屈の精神力、旺盛な士気及び強靱な体力を養成する。（内容は別表6のとおり）

区 分		目 的
幹部教育	上 級 幹 部 科	上級幹部（主として消防司令長以上）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。
	中 級 幹 部 科	中級幹部（主として消防司令級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。（内容は別表7のとおり）
	初 級 幹 部 科	初級幹部（主として消防司令補級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。
特別教育	救 急 救 命 士 教 育	【スキルアップコース】 救急救命士の再教育の一環として、県MC協議会が策定した「プロトコル」の内容等を総合的に理解させ、救急救命士としての知識・技術の向上を図る。（内容は別表8のとおり） 【リーダーシップコース】 救急業務の指導者としての立場から、救急隊員教育のために必要な各種教育を企画・運営する能力を修得させる。（内容は別表9のとおり）
	現 場 指 揮 者 養 成 教 育	現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	救急現場において、気道確保法としてのビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行でき、事故発生時に適切に対処できる技術を修得させる。（内容は別表10のとおり）
	上 級 救 助 隊 員 コ ー ス	高度救助隊等の要件となる「人命救助に関する専門的かつ高度な技術・知識」を修得させる。
	J P T E C イ ン ス ト ラ ク タ ー コ ー ス	JPTEC プロバイダーコースで学んだ知識、技術を有することを前提に、病院前救急医療の概念を理解し、指導に関する知識、技術を習得した指導者を育成する。

※令和7年度に実施しない教育訓練については、別表を掲載していない。

ウ 消防団員に対する教育訓練の内容

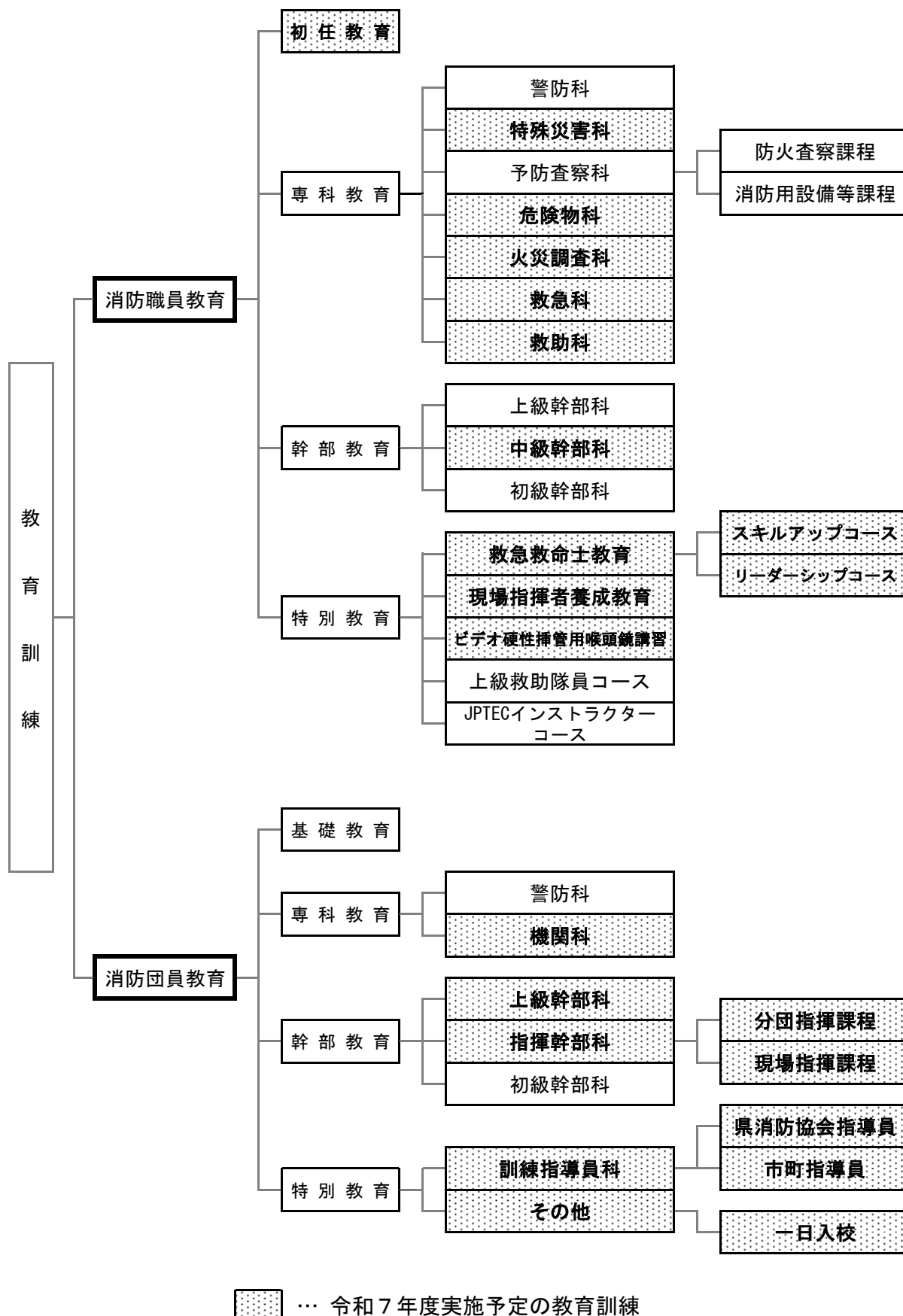
消防団員に対する教育訓練の種別毎の科及びその内容は、次表のとおりである。

区 分		目 的	
基 礎 教 育		団員としての経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことのない団員に対し、基礎的教育訓練を行う。	
専 科 教 育	警 防 科	警防技術に関する知識・技術を修得させる。	
	機 関 科	消防用車両等の運行及び消防ポンプの運用に関する知識・技術を修得させる。 (内容は別表 11 のとおり)	
幹 部 教 育	上 級 幹 部 科	上級幹部（団長、副団長級）としての責務、事務管理・指導能力等に関する知識・技術を修得させる。（内容は別表 12 のとおり）	
	指 揮 幹 部 科	分団指揮課程	分団本部等で指揮を行うために必要な知識・技術を修得させる。（内容は別表 13 のとおり）
		現場指揮課程	消火、救助、避難誘導、災害情報の収集伝達等、現場指揮者として必要な知識・技術を修得させる。（内容は別表 14 のとおり）
	初 級 幹 部 科	初級幹部（部長、班長級）に必要な知識・技術を修得させる。	
特 別 教 育	訓 練 指 導 員 科	消防団員に訓練礼式及びポンプ操法を指導する者に対し、より高度な指導技術を修得させる。（内容は、別表 15（1、2）のとおり）	
	一 日 入 校	訓練礼式、消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させる。	

※ 令和7年度に実施しない教育訓練及び一日入校については、別表を掲載していない。

(3) 教育訓練の体系

教育訓練の体系は、次のとおりである。



別表 1 消防職員に対する初任教育

種目	教 科 目	時間数	講 師	効果測定
基礎教育	倫 理	4	学 校 職 員	
	法 学 基 礎	27	外来講師・学校職員	○
	消 防 組 織 制 度	14	学 校 職 員	○
	服 務 と 勤 務	20	外来講師・学校職員	○
	理 化 学	12	外 来 講 師	○
実務教育	予 防 広 報	21	学 校 職 員	○
	危 険 物	9	学 校 職 員	○
	消 防 用 設 備	12	学 校 職 員	○
	査 察	27	学 校 職 員	○
	建 築	14	外来講師・学校職員	○
	安 全 管 理	17	学 校 職 員	○
	特 殊 災 害 と 保 安	10	外 来 講 師	○
	火 災 防 ぎ よ	34	学 校 職 員	○
	火 災 調 査	17	学 校 職 員	○
	防 災	24	外来講師・学校職員	○
	救 急	50	外来講師・学校職員	○
	消防機械器具・ポンプ・消防水利	18	学 校 職 員	○
実科教育	訓 練 礼 式	56	学 校 職 員	○
	消 防 活 動 訓 練	74	学 校 職 員	○
	救 助 訓 練	48	学 校 職 員	○
	機 器 取 扱 訓 練	56	学 校 職 員	○
	消 防 活 動 応 用 訓 練	99	学 校 職 員	
	体 育	55	外来講師・学校職員	○
その他	実 務 研 修	35	各 消 防 本 部	
	選 択 研 修	30	外来講師・学校職員	
	行 事 そ の 他	22	学 校 職 員	
計		805		

別表 2 消防職員に対する専科教育(特殊災害科)

教 科 目	時間数	講 師
講 話	1	外 来 講 師
特 殊 災 害 の 概 論	2	外 来 講 師
危険性物質等に係る基礎知識及び関係法令	15	学 校 職 員
特殊災害に対する消防活動要領	16	外 来 講 師
特殊災害における安全管理	5	外 来 講 師
図 上 訓 練	7	学 校 職 員
効 果 測 定	2	学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	1	学 校 職 員
計	49	

別表 3 消防職員に対する専科教育(危険物科)

教 科 目	時間数	講 師
講 話	8	外 来 講 師
危険物行政の現状と課題	2	外 来 講 師
危険物化学	5	外 来 講 師
危険物規制	24	外 来 講 師
査 察	4	外 来 講 師
事 例 研 究	4	外 来 講 師 ・ 学 校 職 員
効 果 測 定	1	学 校 職 員
行 政 法	4	外 来 講 師
行 事 ・ そ の 他	4	学 校 職 員
計	56	

別表 4 消防職員に対する専科教育(火災調査科)

教 科 目	時間数	講 師
講 話	1	学 校 職 員
原因調査関係法規	4	外 来 講 師 ・ 学 校 職 員
原因調査	17	外 来 講 師
損害調査	7	外 来 講 師
鑑 定	3	外 来 講 師
調 査 実 習	7	外 来 講 師
調 査 書 類	13	外 来 講 師 ・ 学 校 職 員
事 例 研 究	6	外 来 講 師 ・ 学 校 職 員
効 果 測 定	1	学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	4	学 校 職 員
計	63	

別表 5 消防職員に対する専科教育(救急科)

教 科 目	時間数	講 師
救 急 業 務 及 び 救 急 医 学 の 基 礎	50	外 来 講 師
応 急 処 置 の 総 論	77	外 来 講 師
病 態 別 応 急 処 置	72	外 来 講 師
特 殊 病 態 別 応 急 処 置	26	外 来 講 師
実 習 及 び 行 事 等	52	外 来 講 師 ・ 学 校 職 員
計	277	

別表 6 消防職員に対する専科教育(救助科)

教 科 目	時間数	講 師
講 話	1	外 来 講 師
安 全 管 理	21	学 校 職 員
災 害 救 助 対 策	14	外 来 講 師
救 急	5	外 来 講 師
救 助 器 具 取 扱 訓 練	30	外 来 講 師
救 助 訓 練	29	外 来 講 師
総 合 訓 練	30	外 来 講 師
体 育	4	外 来 講 師
効 果 測 定	3	学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	3	学 校 職 員
計	140	

別表 7 消防職員に対する幹部教育(中級幹部科)

教 科 目	時間数	講 師
講 話	1	外 来 講 師 ・ 学 校 職 員
訓 練 礼 式	1	学 校 職 員
消 防 時 事	4	外 来 講 師
消 防 財 政	1	外 来 講 師
人 事 業 務 管 理	13	外 来 講 師
安 全 管 理	7	外 来 講 師 ・ 学 校 職 員
現 場 指 揮	23	外 来 講 師 ・ 学 校 職 員
事 例 研 究	16	外 来 講 師 ・ 学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	4	学 校 職 員
計	70	

別表 8 消防職員に対する特別教育(救急救命士教育コース)【スキルアップコース】

教 科 目	時間数	講 師
ス キ ル チ ェ ッ ク	1.5	学 校 職 員
シナリオシミュレーション訓練	2.5	学 校 職 員
外傷(JPTECプロバイダーコース)	7.5	外 来 講 師・学 校 職 員
二 次 救 命 処 置 (I C L S)	6.5	外 来 講 師・学 校 職 員
各 種 疾 患 対 応 ト レ ニ ン グ	7.5	外 来 講 師・学 校 職 員
小 児 救 急 対 応 ト レ ニ ン グ	3.5	外 来 講 師・学 校 職 員
病 院 前 分 娩 対 応 ト レ ニ ン グ	4	外 来 講 師・学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	4.5	学 校 職 員
計	37.5	

別表 9 消防職員に対する特別教育(救急救命士教育コース)【リーダーシップコース】

教 科 目	時間数	講 師
講 義	14	外 来 講 師
訓 練 企 画 ト レ ニ ン グ	7	外 来 講 師・学 校 職 員
多 数 傷 病 者 対 応 ・ D M A T 訓 練	8	外 来 講 師・学 校 職 員
病 院 前 分 娩 対 応 ト レ ニ ン グ	6	外 来 講 師・学 校 職 員
P O T ト レ ニ ン グ	1	外 来 講 師・学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	1	学 校 職 員
計	37	

別表 10 消防職員に対する特別教育(ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習)

教 科 目	時間数	講 師
講義「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管に必要な知識」	1	外 来 講 師
講義「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法の実際と事故対策」	2	外 来 講 師
実技「人形等を用いた気管挿管シミュレーション」	3	外 来 講 師
効 果 測 定 (筆 記 試 験 ・ 実 技 試 験)	1	外 来 講 師
計	7	

消防団員教育

別表 11 消防団員に対する専科教育(機関科)

教 科 目	時間数	講 師
道 路 交 通 関 係 法 令	1	学 校 職 員
ポ ン プ 運 用	4	学 校 職 員
機 関 整 備	1	学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	1	学 校 職 員
計	7	

別表 12 消防団員に対する幹部教育(上級幹部科)

教 科 目	時間数	講 師
講 話	1	学 校 職 員
訓 練 礼 式	1	学 校 職 員
防 災	4	学 校 職 員
安 全 管 理	2	学 校 職 員
現 場 指 揮	2	学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	1	学 校 職 員
計	11	

別表 13 消防団員に対する幹部教育(指揮幹部科(分団指揮課程))

教 科 目	時間数	講 師
講 話 ・ 組 織 制 度 ・ 安 全 管 理	2	学 校 職 員
防 災	3	学 校 職 員
災 害 対 応 図 上 訓 練	2	学 校 職 員
事 例 研 究	2	外 来 講 師
行 事 ・ そ の 他	1	学 校 職 員
計	10	

別表 14 消防団員に対する幹部教育(指揮幹部科(現場指揮課程))

教 科 目	時間数	講 師
講 話 ・ 現 場 指 揮 ・ 安 全 管 理	1	学 校 職 員
火 災 防 ぎ よ 訓 練	2	学 校 職 員
水 災 活 動 訓 練	2	学 校 職 員
救 助 ・ 救 命 訓 練	4	学 校 職 員
避 難 誘 導 訓 練	2	学 校 職 員
災 害 情 報 収 集 ・ 伝 達 訓 練	1	学 校 職 員
地 域 防 災 指 導 訓 練	1	学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	1	学 校 職 員
計	14	

別表 15 消防団員に対する特別教育

1 県消防協会指導員に対する教育

教 科 目	時間数	講 師
講 話	2	学 校 職 員
訓 練 礼 式	3	学 校 職 員
安 全 管 理	1	学 校 職 員
ポ ン プ 操 法	11	学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	3	学 校 職 員
計	20	

2 市町指導員に対する教育

教 科 目	時間数	講 師
講 話	1	学 校 職 員
訓 練 礼 式	3	学 校 職 員
安 全 管 理	1	学 校 職 員
ポ ン プ 操 法	6	学 校 職 員
行 事 ・ そ の 他	2	学 校 職 員
計	13	

令和7年度広島県消防学校教育訓練実施計画

教 育 種 別			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	期間	実日数	定員	備 考
消 防 職 員	初 任 教 育		(第111期) ← 7(月)					→ 25(木)							172	115	-	初任者
	専 科 教 育	救 助 科	(第49期)						↔ 2(木)~30(木)						29	20	40	担当者
		救 急 科	(第54期)							↔ 5日(水) 26日(金)					52	37	60	担当者
			(第55期)									↔ 8(木)		→ 4(水)	56	37	60	担当者
		危 険 物 科	(第10期)						↔ 15(火)~24(金)						10	8	40	担当者
		特 殊 災 害 科	(第9期)										↔ 2(月)~10(火)		9	7	40	担当者
		火 災 調 査 科	(第20期)									↔ 20(火)~30(金)			11	9	40	担当者
	教 育 部	中 級 幹 部 科	(第13期)			↔ 16(月)~27(金)									12	10	30	担当者
	特 別 教 育	救急救命士 教育	(スキルアップコース)						↔ 6(月)~10(金)						5	5	36	救 急 救命士
			(リーダーシップコース)										↔ 9(月)~13(金)		5	5	36	
		ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習				3(火)									1	1	36	
消 防 団 員	専 科	機関科〔2回〕										7(水)	12(水)		1	1	15	団員
	幹 部 教 育	上級幹部科												6(金) ~7(土)	2	2	70	団長・副団長
		指揮幹部科	分団指揮課程									16(金) ~17(土)			2	2	30	分団長・副分団長 部長・班長
			現場指揮課程										20(金) ~21(土)		2	2	30	分団長・副分団長 部長・班長
	特 別 教 育	訓練指導員科	市町		23(金) ~24(土)	6(金) ~7(土)									2	2	60	市町訓練指導員
			県消防協会		9(金) ~11(日)										3	3	75	県訓練指導員
		一日入校									30(日)	7(日) 14(日)			1	1	50	団員

令和7年度広島県消防学校教育訓練日程

7 年	4 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	5 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	6 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	7 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	8 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	9 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	10 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	11 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	12 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
8 年	1 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	2 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
		曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		
	3 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
		職員 団員	初任教育（第111期）																												開校		

消防職員教育の日程等	月	延べ日数	実日数
初任教育（第111期）	4月	24	18
4月7日～9月25日	5月	31	19
	6月	30	21
	7月	31	22
	8月	31	18
	9月	25	17
合計		172	115

救助科（第49期）	10月2日～10月30日	10月	29	20
救急科（第54期）	11月5日～12月26日	11月	26	17
		12月	26	20
合計			52	37
救急科（第55期）	1月8日～3月4日	1月	24	16
		2月	28	18
		3月	4	3
合計			56	37

危険物科（第10期）	10月15日～10月24日	10月	10	8
特殊災害科（第9期）	2月2日～2月10日	2月	9	7
火災調査科（第20期）	1月20日～1月30日	1月	11	9

中級幹部科（第13期）	6月16日～6月27日	6月	12	10
-------------	-------------	----	----	----

救急救命士教育（スキルアップコース）	10月6日～10月10日	10月	5	5
救急救命士教育（リーダーシップコース）	3月9日～3月13日	3月	5	5
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習	6月3日	6月	1	1

※8月14・15日を休校日とする。
 ※4月29日(火・祝)を開校日とし、5月2日(金)を休校日とする。
 ※9月20日(土)を開校日とし、9月22日(月)を休校日とする。
 ※2月11日(水・祝)を開校日とし、2月13日(金)を休校日とする。

7 年度別教育訓練実績表

(単位:人)

教育種別			年 度	S23～H27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	累計	
			1948～2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024			
消防 教育 職員 員	初任教育			6,032	167	116	141	138	120	98	111	79	95	7,097	
	警 防 科	警防課程	314											314	
		無線通信課程	506											506	
		警防科	42		18		17			16		12	105		
	特殊災害科			102			23			26		26		177	
	予 防 科	予防課程	452											452	
		危険物課程	127											127	
		査察課程	269											269	
		火災調査課程	433											433	
		予防査察課程	29											29	
		防火査察課程	121	17		15		15		14		13	195		
		消防用設備等課程	112	15		14		16		14		11	182		
		危険物科	106		19		16		15		15		171		
	火災調査科			103		30			35			45		213	
	救 急 科	旧課程	1,677											1,677	
		救急Ⅰ課程	116											116	
		救急Ⅱ課程	1,131											1,131	
		救急標準課程	817											817	
		救急科	1,191	128	128	121	128	119	117	110	85	89	2,216		
	救助科			1,819	50	51	52	53	56	58	58	49	41	2,287	
	幹部教育	初級幹部科	655	13		17			－			14		18	717
		中級幹部科	176		28		28			18		23		273	
		上級幹部科												0	
	特別教育	水難救助課程			83										83
		消防団教育担当			568		19		10						597
		はしご自動車等の運用			142										142
		一日入校			90										90
		応急手当指導員講習			1,190										1,190
		リレー研修			61										61
		救急救命士再教育(JPTEC)			385										385
		救急救命士再教育(二次救命処置)			398										398
		気管挿管講習			360										360
		救急救命士再教育			261										261
		救急救命士教育			394	102	91	63	33	57	59	60	61	57	977
		ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習			179	25	25	24	23	－	22	18	20	26	362
		多数傷病者訓練指導者養成コース			18		18		14						50
		現場指揮者養成教育			78	22		18		16		17		16	167
		上級救助隊員コース			17	19		19		17		18		17	107
		JPTECインストラクターコース									11	16		16	43
		その他			307										307
	小 計			20,861	558	543	507	460	451	424	466	403	411	25,084	
	消防 団 員	基礎教育(普通教育)			1,120										1,120
		専科教育	警防科	509											509
			予防科	338											338
機関科			454	9	15	23	21	55	－	41	45	38	701		
初・中級幹部科		初級幹部科	309			19		－		9		－	337		
		中級幹部科	104,484										104,484		
		初・中級幹部科	181										181		
指揮幹部科(分団指揮課程)		指揮幹部科(分団指揮課程)	46	53	48	40	50	－	－	41	40	36	354		
		指揮幹部科(現場指揮課程)	20	30	23	20	42	25	－	38	34	37	269		
		※指揮幹部科(全課程修了)	(7)	(4)	(3)	(9)	(17)	(5)	－	(14)	(7)	(15)	(81)		
上級幹部科		上級幹部科	3,110	55	63	59	－	51	30	53	59	56	3,536		
		訓練指導員科	8,385	244	268	252	248	－	206	225	248	260	10,336		
		分団長級	309										309		
特別教育		特別 一日入校	25,503	172	172	67	166	104	149	129	147	124	26,733		
		教育 現地	161,354										161,354		
		小 計	306,122	563	589	480	527	235	385	536	573	551	310,561		
一 般		市町村職員等特別教育			710									710	
	自衛消防隊員特別教育			702									702		
	婦人防火クラブ			1,214									1,214		
	小 計			2,626									2,626		
合 計			329,609	1,121	1,132	987	987	686	809	1,002	976	962	338,271		

※分団指揮課程(旧中級幹部科を含む。)と現場指揮課程を両方とも修了した者(内数)

注1 平成30年度は、7月豪雨災害への対応のため、消防団員一日入校が一部中止となった。

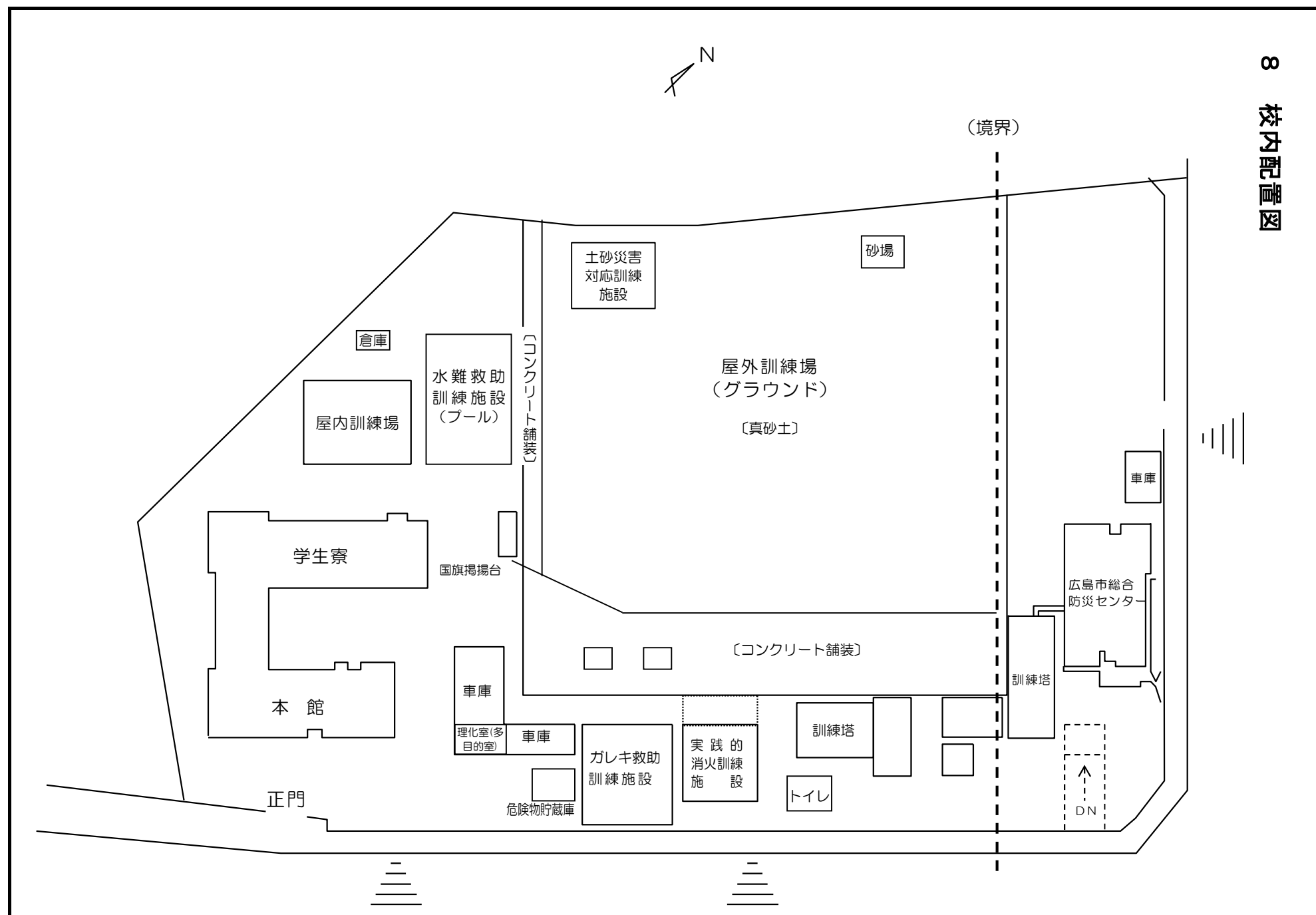
注2 令和元年度は、新型コロナウイルス対応のため、救急救命士教育リーダーシップコースと消防団員上級幹部科が中止となった。

注3 令和2年度は、新型コロナウイルス対応のため、消防職員初級幹部科、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習、消防団初級幹部科、指揮幹部科(分団指揮課程)、訓練指導員科が中止となった。

注4 令和3年度は、新型コロナウイルス対応のため、消防団員機関科、指揮幹部科(分団指揮課程)(現場指揮課程)が中止となった。

注5 令和6年度は、受講希望者が少数のため、消防団員初級幹部科が中止となった。

8 校内配置図



広島県消防学校教育訓練規則

昭和五十七年三月三十一日

規則第十八号

広島県消防学校教育訓練規則をここに公布する。

広島県消防学校教育訓練規則

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 教育訓練(第三条—第十四条)
- 第三章 学校管理(第十五条—第二十七条)
- 第四章 雑則(第二十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 広島県消防学校（以下「消防学校」という。）における市町の消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）の教育訓練の実施に関しては、この規則の定めるところによる。

(教育訓練の目的)

第二条 教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう消防職員等の資質を高めることを目的とする。

第二章 教育訓練

(教育訓練の種類)

第三条 教育訓練の種類は、消防職員に対するものにあつては初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とし、消防団員に対するものにあつては基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とする。

2 「初任教育」とは、新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練をいう。

3 「基礎教育」とは、任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練をいう。

4 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

5 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。この場合において「幹部」とは、消防職員にあつては主として消防司令補以上の階級にある者をいい、消防団員にあつては班長以上の階級にある者をいう。

6 「特別教育」とは、第二項から前項までに掲げる教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

(消防職員に対する初任教育)

第四条 消防職員に対する初任教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。
- 二 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の命令に基づく基本的な活動ができること。
- 三 消防業務全般について概要を理解していること。
- 四 住民からの一般的な質問に応答できること。

(消防職員に対する専科教育)

第五条 消防職員に対する専科教育は、警防科、特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科及び救助科の種別ごとに行うものとする。

2 消防職員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 警防科 次に掲げるもの

- イ 警防業務の現状及び課題を理解していること。
- ロ 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。
- ハ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。
- ニ 心身の健康管理に積極的に取り組めること。

二 特殊災害科 次に掲げるもの

- イ 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。
- ロ 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。
- ハ 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できること。

三 予防査察科 次に掲げるもの

- イ 予防査察業務の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。
- ハ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物に対して是正を指導できること。

四 危険物科 次に掲げるもの

- イ 危険物業務の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。
- ハ 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、法令違反を適切に処理できること。

五 火災調査科 次に掲げるもの

- イ 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。
- ハ 文書事務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。

六 救急科 次に掲げるもの

- イ 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。
- ロ 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察能力及び判断能力を備えていること。
- ハ 応急処置に必要な専門的技能を十分に発揮できること。
- ニ 救急用資器材の取扱いに精通していること。

七 救助科 次に掲げるもの

- イ 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有していること。
- ロ 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。

ハ 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。

- 3 第一項の場合において必要があるときは、二以上の科を合わせて行うことができるものとする。

(消防職員に対する幹部教育)

第六条 消防職員に対する幹部教育は、初級幹部科、中級幹部科及び上級幹部科の種別ごとに行うものとする。

- 2 消防職員に対する幹部教育の対象職員は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 主として消防司令補の階級にある者（組織の管理を職務とするものを除き消防士長の階級にある者であつて部隊又は係の長であるものを含む。）

二 中級幹部科 主として消防司令の階級にある者（消防司令補の階級にある者であつて組織の管理を職務とするものを含む。）

三 上級幹部科 主として消防司令長以上の階級にある者

- 3 消防職員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 初級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。

ロ 初級幹部として消防行政の動向を理解していること。

ハ 上司を補佐し、部下を指導できること。

ニ 事故及び障害の発生時に、迅速な初動対応ができること。

ホ 災害現場において、現場指揮者の命令を理解でき、自隊に対する安全管理及び的確な命令を行えること。

二 中級幹部科 次に掲げるもの

イ 中級幹部としての職責を正しく認識していること。

ロ 中級幹部として消防行政及び社会全般の動向を理解していること。

ハ 迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できること。

ニ 事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができること。

ホ 災害現場において、現場指揮者として、災害状況全般の把握、安全管理及び的確な命令を行えること。

三 上級幹部科 上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できること。

(消防職員に対する特別教育)

第七条 消防職員に対する特別教育は、目的に応じて適宜消防学校の長（以下「校長」という。）が設けるものとする。

(消防団員に対する基礎教育)

第八条 消防団員に対する基礎教育の対象団員は、消防団員としての経験が概ね三年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことの無い者（団員の階級にある者に限る。）とする。

- 2 消防団員に対する基礎教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。

二 災害現場において、自らの安全を確保しながら、命令に基づく任務を遂行できること。

(消防団員に対する専科教育)

第九条 消防団員に対する専科教育は、警防科及び機関科の種別ごとに行うものとする。

2 消防団員に対する専科教育の対象団員は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 警防科 消防団員として概ね3年以上の経験を有する者

二 機関科 消防団員として概ね1年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者

3 消防団員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 警防科 次に掲げるもの

イ 火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。

ロ 災害現場において中核的な活動を遂行できること。

二 機関科 次に掲げるもの

イ 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。

ロ 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

(消防団員に対する幹部教育)

第十条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科、指揮幹部科及び上級幹部科の種別ごとに行うものとする。

2 指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。

3 消防団員に対する幹部教育の対象団員は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 班長の階級にある者

二 指揮幹部科 班長の階級にある者であって部長と同等の実務経験を有するもの、部長の階級にある者又は副分団長若しくは分団長の階級にある者

三 上級幹部科 副団長又は団長の階級にある者

4 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を理解していること。

ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。

二 指揮幹部科 ア又はイに掲げる課程の種別に応じ、それぞれイ又はロに定めるもの

イ 現場指揮課程 次に掲げるもの

(1) 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。

(2) 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導並びに情報収集及び伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

ロ 分団指揮課程 次に掲げるもの

(1) 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。

(2) 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

三 上級幹部科 次に掲げるもの

イ 消防団上級幹部としての職責を自覚し、消防団に関する全般的な知識を有してい

ること。

ロ 消防団活動に必要な知識、判断力、指導力及び統率力を有していること。

(消防団員に対する特別教育)

第十一条 消防団員に対する特別教育は、目的に応じて校長が適宜設ける。

(教育訓練の教科目及び時間数)

第十二条 各教育訓練の種類又は種別ごとの教科目及び時間数は、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号。以下「基準」という。）に定める標準的な教科目及び時間数を勘案して、校長が定める。ただし、基準に定めのないものについては、別に校長が定める。

(一単位時間及び一週間の時間数)

第十三条 教育訓練の一単位時間は五十分を標準とし、一週間の単位時間数は三十五時間を標準とする。ただし、必要があるときは、校長が変更することができる。

(教育訓練実施計画)

第十四条 校長は、毎年度の末日までに、翌年度の教育訓練実施計画について知事の承認を受けなければならない。

第三章 学校管理

(入校資格)

第十五条 消防学校に入校することができる者は、消防職員等のうちから当該消防職員等の任命権者が推薦した者とする。

(入校手続)

第十六条 任命権者は、前条の規定による推薦をしようとするときは、別記様式第1号による推薦書（消防団員については、別に定める推薦書）を指定の期日までに校長に提出しなければならない。

(入校の決定)

第十七条 校長は、前条の規定により推薦書が提出された場合は、選考の上入校者を決定し、原則として、その旨を同条の任命権者に通知しなければならない。

(教育訓練専念の義務)

第十八条 消防学校に入校した者（以下「学生」という。）は、在校中教育訓練に関する諸規程に従い、教育訓練に専念しなければならない。

(宣誓)

第十九条 学生は、入校に際し、宣誓しなければならない。

2 宣誓に関し必要な事項は、校長が定める。

(退校)

第二十条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して退校を命じ、又はその者の退校を承認することができる。

一 正当な事由がないのに出席が常でないとき。

二 消防学校の規律をみだしたとき。

三 消防職員等としての身分を失ったとき。

四 疾病のため教育訓練に耐えないとき。

五 その他特別の事情により退校することが適当と認められるとき。

2 校長は、前項の規定により退校を命じたときは、その旨及び退校を命じた理由を当該学生の任命権者に通知しなければならない。

(教育訓練効果の測定)

第二十一条 校長は、教育訓練が終了する際には、教育訓練の効果を適宜な方法により測定しなければならない。ただし、校長が教育訓練の測定を行う必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(修了証書等の授与)

第二十二條 校長は、所定の課程を修了した学生に対し、別記様式第二号による修了証書を授与するものとする。

2 校長は、指揮幹部科の課程を修了した学生に対し、別図によるき章を授与するものとする。

(褒賞)

第二十三條 教育訓練の成績が優秀で、かつ、他の模範とすることができると校長が認める学生には、次の各号に掲げる区分に従い、賞を授与するものとする。

一 優等賞 教育訓練期間中の成績が特に優秀であつた学生に授与する。

二 努力賞 教育訓練期間中努力し、成績が優秀であつた学生に授与する。

三 体力賞 教育訓練期間中に実施した体力測定の成績が優秀であつた学生に授与する。

2 教育訓練期間中学生を統率し、積極的に寮生活の運営に貢献した学生には、感謝状を授与するものとする。

(教育訓練結果の通知)

第二十四條 校長は、各教科の教育訓練が終了したときは、その教育訓練の結果を任命権者に通知しなければならない。

(寮生活)

第二十五條 学生は、教育訓練期間中は寮に宿泊しなければならない。ただし、校長の承認を得た場合は、この限りでない。

(教育訓練記録簿の保存)

第二十六條 校長は、教育訓練が終了したときは、教育訓練の区分ごとに、その教育訓練状況、教育訓練結果等を記載した記録簿を作成し、これを保存しなければならない。

(受託学生)

第二十七條 校長は、他の官公庁、会社、団体等から消防業務を担当する者の教育訓練を依頼された場合は、その者を受託学生として入校させることができる。

第四章 雑則

(その他必要な事項)

第二十八條 この規則に定めるもののほか、教育訓練の実施について必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 広島県消防学校教養訓練規則（昭和三十五年広島県規則第八十七号）は、廃止する。

附 則（昭和六十年三月二十五日規則第九号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月十九日規則第十一号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年四月一日規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年十二月二日規則第八十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年八月一日規則第七十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十日規則第十六号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七十八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十八日規則第十号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(別記)

様式第一号（第十六条関係）

推 薦 書			3cm 写 真 は り つ け
年 月 日			
広島県消防学校長様			
任命権者職名 氏 名			
広島県消防学校に入校させる消防職員を次のとおり推薦します。			
教育訓練区分			
期 間	自 年 月 日	至 年 月 日	
所 属 機 関 名	階 級		
ふ り が な	現在の階級 昇任年月日	年 月 日	
氏 名	任命年月日	年 月 日	
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
現 住 所			
最 終 学 歴	(学校名)		卒業 中退 年 月 日
新 歴 ↑ 職 (階級歴) ↓ 旧	年 月 日	事 項	
	-	-	
	-	-	
	-	-	
	-	-	
備 考			

記入上の注意
1 職歴欄は、新から記入すること。
2 備考欄は、消防学校歴を記入すること。

様式第二号（第二十二条関係）

第 号
修了証書
氏 名
あなたは広島県消防学校で 教育を修了したことを証します。
年 月 日
広島県消防学校長 氏 名 印

別図（第二十二条関係）



備考
き章は、金属製とし、「指揮」
の文字を黒色、その他の部分を
赤色又は白色で表示する。

広島県消防学校教育訓練細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島県消防学校教育訓練規則（昭和57年広島県規則第18号。以下「規則」という。）の規定に基づき、教育訓練の実施に必要な事項を定める。

(教育基本方針)

第2条 消防職員及び消防団員に対し、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応し、適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できる高度の能力を養うことを教育基本方針とする。

2 校訓を次のとおり定める。

- 一 真剣に
- 一 頑張れ
- 一 仲良く

第2章 教育訓練

(教育訓練計画)

第3条 規則第4条から第11条に規定する教育の翌年度の教育訓練計画を作成し、毎年2月末日までに所属の消防(局)長に通知する。

2 教育訓練計画は、別記様式第1号により作成し、教育訓練の種別、期間、予定人員及び対象者を記載する。

(教育訓練の名称)

第4条 規則第3条に規定する教育訓練のうち、消防職員に対するものは、原則として、初任教育については消防職員第〇〇期初任教育と、専科教育については消防職員専科教育第〇〇期〇〇科と、幹部教育については消防職員幹部教育第〇〇期〇〇科と、特別教育については平成〇〇年度消防職員特別教育〇〇とそれぞれ称する。

(休業日)

第5条 学校の休業日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、校長が、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に教育訓練を行うことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

(教育訓練の授業時限)

第6条 教育訓練の授業時限は、午前は3時限、午後は4時限とする。ただし、校長が認めた場合はこの限りでない。

(各教育の教育内容)

第7条 規則第4条から第6条及び第8条から第10条（上級幹部科を除く。）に規定する教育の訓練内容は、平成15年11月19日付け消防消第220号通知「消防学校の教育訓練の基準」の指標についてを勘案して別に定める。

第3章 学校管理

(入校手続)

第8条 規則第16条に規定する消防団員の入校（規則第8条、第9条、第10条及び第11条）の推薦については、別記様式第2号による。

2 入校手続に必要な書類等は、原則として入校日のおおむね1カ月前までに提出するものとする。

(入校の決定)

第9条 規則第17条に規定する入校の決定は、規則第16条別記様式第1号による推薦書により行う。

ただし、校長が特に必要と認める教育については、推薦書及び校長が別に定めるその他の書類により行う。

2 規則第17条に規定する入校者（消防団員を除く。）の決定通知は、別記様式第3号により行う。

(宣誓)

第10条 規則第19条に規定する宣誓は、別記様式第4号により行う。

(個人調査表)

第11条 初任学生は、入校後に、別記様式第5号による個人調査表を作成し、学校へ提出する。

2 前項の個人調査表は、入校期間中保管し、記載内容は守秘事項とする。

(出席簿)

第12条 学生は原則として8時00分までに「出席簿」に署名する。

(欠席)

第13条 規則第20条第1項第1号の正当な理由とは、次の各号の一つに該当する場合をいう。

- (1) 傷病
- (2) 婚姻
- (3) 天災地変
- (4) 親族の冠婚葬祭
- (5) その他社会通念上やむを得ないと認められる事項

2 前項各号に該当し、欠席しようとする場合は、別記様式第6号による欠席簿に記入する。ただし、第1号に該当し、連続して1週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

3 学生が第1項各号に該当し、特別に外出（泊）する場合は、別記様式第7号による特別外出（泊）簿に記入する。

(欠席通知)

第14条 教育期間中の欠席状況を、教育終了後別記様式第8号により任命権者に通知する。ただし、消防団員に対する教育を除く。

(退校願)

第15条 規則第20条第1項の規定により退校しようとする場合は、別記様式第9号による退校願を任命権者を經由して提出する。

(退校の基準)

第16条 規則第20条第1項に規定する退校の基準は、おおむね次によるものとする。

条 文	内 容
規則第20条第1項第1号	欠席時間数が、全教育時間数の5%を超えるとき。(疾病による欠席を除く。)
規則第20条第1項第2号	ア 校内外における暴力行為があったとき。(学生相互間の場合は両罰) イ 無断又は虚偽の届け出による外出泊 ウ 賭け行為及び賭け類似行為又は許可を得ない校内飲酒 エ 効果測定不正行為 オ 命令違反又は反抗的行為 カ その他、学生としてふさわしくない行為があったとき。
規則第20条第1項第3号	任命権者からの通知を受理したとき。
規則第20条第1項第4号	疾病による欠席時間数が、全教育時間数の25%を超えるとき。
規則第20条第1項第5号	ア 細則第18条に該当する教科目等が、全効果測定科目の50%を超え、かつ、今後の成績向上が望めないとき。 イ 任命権者からの退校願を承認したとき。 ウ その他校長が認める場合

2 規則第20条第2項の通知は、別記様式第10号による。

3 規則第20条第1項第1号及び2号の規定に該当する場合で、情状により退校を命じない場合は、次の処置を行うことができる。

(1) 謹慎

(2) 訓戒

4 規則第20条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号(細則第14条第1項の表中規則第20条第1項第5号中アに限る。)の規定により退校等を命じようとするときは、職員会議に諮り校長が決定する。
(効果測定)

第17条 規則第21条の規定による教育訓練効果の測定は、規則第4条、第5条、第6条及び第7条で定める教育において実施する。その方法は、教育期間中において、筆記若しくは実技又は筆記及び実技によるものとする。

(効果測定の評価)

第18条 前条による教育訓練効果の測定の結果、教科目等別に得点が平均点の70パーセント未満、又は満点の50パーセント未満の学生は不合格とする。不合格者に対しては、14日以内に再度、効果測定を行う。

(修了証書)

第19条 規則第22条に規定する所定の課程を修了したとは、おおむね全教育時間数の75%以上出席し、前条の教育訓練効果測定に合格(再測定を含む。)した者とする。

2 規則第22条別記様式第2号の修了証書の交付番号は、消防職員、消防団員の教育区分ごとに一連番号とする。

(褒賞)

第20条 規則第23条第1項に規定する各賞は、初任学生を対象とする。

(1) 優等賞

効果測定の結果及び操行評価を勘案して上位の者 若干名

(2) 努力賞

前号に次ぐと認められる者 若干名

(3) 体力賞

体力測定の結果及び操行評価を勘案して上位の者 若干名

2 規則第23条第2項に規定する感謝状は、教育期間が5日以上の教育課程の総代及び副総代を対象とする。

3 各賞状は、別記様式第11号から第14号とする。

(結果通知)

第21条 規則第24条に規定する教育訓練結果は、別記様式第8号により任命権者に通知する。

(修了者名簿)

第22条 規則第26条に規定する記録簿のうち、修了者名簿は別記様式第15号とする。

第4章 学校生活

(役員)

第23条 各教育課程ごとに、学校と学生との意思疎通及び学生相互の融和親睦を増進し、教育訓練の円滑な推進を図るため、次の役員を置く。

(1) 総代 1名

(2) 副総代 若干名

(3) 室長 各寮室1名

(日直)

第24条 学生の中から2名の日直勤務者を置く。

2 日直勤務者は、定められた時間寮直室で勤務し、学校内の火災、盗難の予防及び警戒を行い、併せて通信連絡に当たる。

(クラブ活動)

第25条 初任学生を対象として、担当教官の助言と指導により、教養を高めるとともに校内生活を明るくするため、学生を次のいずれかの部に所属させ、自主活動を行わせる。

(1) 文化部

(2) 体育部

(3) 厚生部

(非常呼集訓練)

第26条 初任学生を対象として各種災害に即応できる出動態勢を養成するため、適宜非常呼集訓練を実施する。

(寮生活)

第27条 規則第25条に規定する寮生活に係る日課については、別に定める。

2 寮生活において次に掲げる事項により外出する場合は、教官又は舎監の許可を得た上で、別記様式第16号による所用外出(泊)簿に外出時刻を記入するとともに、帰校した時は帰校時刻を記入しなければならない。

(1) 閉寮する場合

(2) 校長が別に定めた日時に外出する場合

(服装)

第28条 学校等における学生の服装は、次の服装基準によるものとする。なお、学生は常に清潔にし、端正な身だしなみに心掛けること。

区 分	服 装
式 典 ・ 通 常 点 検	制服・制帽・黒短靴・白手袋
朝 礼	制服・制帽・黒短靴
屋 内 授 業	制服・黒短靴（指定する日）
屋 外 授 業	制服、活動服又はトレーニングウェア、制帽・アポロキャップ又はヘルメット、黒短靴、編み上げ安全靴又は運動靴（その都度指示）
校 内 休 憩 ・ 自 由 時 間	制服、活動服又はトレーニングウェア、サンダル・運動靴又は黒短靴 体力練成時は運動に適した服装
外 出 ・ 外 泊	私服、短靴又は運動靴

（注）消防団員は、制服・制帽・短靴又は活動服・アポロキャップ・運動靴とする場合がある。

（通常点検等）

第 2 9 条 消防訓練礼式の基準により、次のとおり通常点検等を実施する。

（1） 通常点検

月曜日(又は休校日の翌日で休校日でない日)又は週 1 回以上、教官の出席のもとに行う。ただし、校長が認めた場合はこの限りでない。

（2） 朝礼

通常点検日を除いて毎日、教官の出席のもとに行う。ただし、校長が認めた場合はこの限りでない。

（3） 点呼

月曜日(又は休校日の翌日で休校日でない日)の日朝点呼及び金曜日(又は休校日の前日で休校日でない日)の日夕点呼を除いて毎日、日朝点呼及び日夕点呼を行う。ただし、校長が認めた場合はこの限りでない。

（自家用自動車等の使用承認）

第 3 0 条 学生が、登・下校時に自家用自動車等を使用する場合、その使用について、消防職員にあっては、所属消防（局）長の事前の許可及び校長の承認を得ることとし、消防団員にあっては、推薦書にその旨を記載しておかなければならない。

（その他）

第 3 1 条 この細則に定めるもののほか、教育訓練の実施及び校内生活について必要な事項は、校長が別に定める。

（施行期日）

- 1 この細則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附 則 この細則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 附 則 この細則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。
- 4 附 則 この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 附 則 この細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 附 則 この細則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 附 則 この細則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 附 則 この細則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 附 則 この細則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 附 則 この細則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 附 則 この細則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- 12 附 則 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

学 校 案 内

所 在 地 〒 7 3 9 - 1 7 4 3 広島市安佐北区倉掛二丁目 3 3 番 2 号 〔高陽 C 団地内〕

電 話 (0 8 2) 8 4 3 - 1 1 1 7 (代 表)

F A X (0 8 2) 8 4 3 - 1 0 0 1

交通機関

(1) J R を利用の場合

ア J R 芸備線 中深川駅下車 … タクシー 8 分 (徒歩約 30 分)

イ J R 芸備線 安芸矢口下車 … 徒歩 300m 東へ進み「矢口」バス停から広島交通「高陽 C 団地行」バスに乗車。「防災センター入口」下車 徒歩約 5 分

(2) バスを利用の場合

ア 広島バスセンター「1 1 番ホーム」乗車
広島交通「高陽 C 団地行」…「防災センター入口」下車 徒歩約 5 分

イ 広島駅南口前「7 番ホーム」乗車
広島交通「高陽 C 団地行」…「防災センター入口」下車 徒歩約 5 分

ウ 可部方面から
広島交通「中深川経由広島バスセンター行」…「諸木峠」下車 徒歩約 15 分

(3) 自動車を利用の場合

ア 広島市中区方面から
県道 37 号線（広島・三次線）を三次方面へ進み信号（高陽浄水場入口）を右折し高陽 C 団地に入る。

イ 岩国・大竹方面から（山陽自動車道利用）
広島 I C から三次方面に出て国道 54 号を約 3 k m 北進。信号（高瀬堰入口）を右折し高瀬堰（太田川）を渡って信号を左折。約 600m 進んで道なりに右折し直進約 1.4 k m で県道 37 号線（広島・三次線）に突き当たる。信号（高陽団地入口）を左折し約 300m 進み信号（高陽浄水場入口）を右折し高陽 C 団地に入る。

ウ 福山方面から（山陽自動車道利用）
広島東 I C を出て信号（広島東インター入口）を右折三次方面へ約 4 k m 北進する。
県道 37 号線（広島・三次線）に突き当たって信号（小河原口）を左折約 3.5 k m 進み信号（C 住区入口：右前方にガスタンクが見える）を左折し高陽 C 団地に入る。